

第74回

新宿区景観まちづくり審議会

令和4年4月27日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

## 第74回新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・令和4年4月27日

出席した委員

**後藤春彦、中島直人、吉田慎悟、安田望、浅見美恵子、和田総一郎、阿部光伸、大橋秀子、  
小林絢、野澤義男**

欠席した委員

**野澤康、坂井文、篠沢健太、伊藤香織、大崎秀夫、安井潤一郎、安田裕治**

議事日程

1. 審議

[議案1] 新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン改定について

2. その他

議事

午後 2時00分開会

**○後藤会長** 定刻になりました。ただいまより第74回新宿区景観まちづくり審議会を開会いたします。

まず、本日の出席状況及び配付資料等について事務局より御説明をお願いします。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** 事務局です。景観まちづくり課長の蓮見です。本日はどうぞよろしくをお願いします。

本日の委員の出欠状況について御報告を申し上げます。本日、**野澤委員、坂井委員、篠沢委員、伊藤委員、大崎委員、安井委員、安田委員**より欠席される旨の御連絡を頂いております。

なお、委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第39条第2項により、審議会は成立しております。

また、審議会は公開となっております。傍聴の方は発言できませんので、御了承ください。

また、委員の発言の際は職員がマイクをお持ちしますので、挙手をしていただきますようよ

ろしくお願いいたします。

次に、本日の進行と配付資料について説明をいたします。

本日の進行につきましては、机上に配付してございます次第のとおりでございます。

次に、資料について御確認をお願いいたします。机上の配付資料としまして、次第、裏面に委員名簿が記載されてございます。また、併せて机上に新宿区景観まちづくり条例施行規則、新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインの改定版、神宮外苑地区開発計画の再考を求める声明を配布してございます。

新宿区景観まちづくり条例施行規則及び新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインにつきましては、各委員の専用のもので御用意いたしましたので、御自由に書き込みいただくなど御活用ください。なお、審議会の閉会後に事務局のほうで保管させていただきます。仮に持ち帰られる場合につきましては、次回の審議会の開催の際にお持ちいただくようよろしくお願いいたします。

そして、事前に配付しております資料としまして、議案1、「資料1、新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドラインの改定の概要」、「資料2、新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン素案（案）」、以上2点でございます。

資料につきましては、以上となります。過不足等ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からの説明は以上となります。

**後藤会長**、進行のほうをよろしくお願いいたします。

## 1. 審議

[議案1] 新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン改定について

**○後藤会長** それでは、次第に沿って進めてまいります。今日は議案が1つでございます。ただし、非常に大部にわたる資料でございますので、中身の濃いものになるうかと思えます。

議案1、新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインについて、この件は新宿区景観まちづくり条例第29条第2項第1号に基づく審議となります。

まずは、景観計画検討小委員会の委員長をお務めいただきました**中島委員**より御説明をお願いいたします。

**○中島委員** 今御指名いただきましたので、御説明というか、実際の資料の中身の説明は事務局のほうでやっていただきますが、最初に小委員会の委員長を務めたということで少しだけ趣旨の御説明をさせていただきます。この新宿区の景観まちづくり計画、そして、景観形成ガ

イドラインができてから時間がたっていて、当然15年前ぐらいと大分状況が違うということで、時点修正がまず必要であろうということもあって、例えばこの新宿区の景観形成ガイドラインの最大の特徴である地区別の細やかな地区特性、景観特性の把握とそれに基づく方針みたいなところは、かなりやっぱり実際の市街地状況が変わってきているところが多かったので、そういうところについて現時点での状況にちゃんと合わせるようにしようということが1つです。もう一つが非常に大事で、やはり景観に関する考え方とか何が大事なのかということがやはり時代とともに少しずつ変わってきていて、そういう新しい景観に関する考え方や課題に現行の新宿区の景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインはまだ対応できていないのではないかと、ということで、単なる時点修正というよりは少し新しい課題に対してこの景観まちづくり計画、景観形成ガイドラインがどう対応すべきかということをお小委員会のほうを中心に一つ一つ丁寧に議論してきて、その点についての対応を行ったということになります。

具体的なところは事務局のほうからお願いしたいと思いますが、例えば新宿駅の周辺がかつて本当に西口の超高層ビル街だけに超高層があった時代から、その周辺にも超高層ができて、今度は新宿駅のほうにも超高層もできてくるという中で、そういう超高層の景観のスカイラインあるいは足元をどう考えるかという新しい課題が出てきていたりとか、あるいは東京都全体で夜間景観についてもしっかり考えようというふうなことが実はあまり対応できていなかったりとか、あと、コロナの話とも関わりながら、屋外の公共空間の在り方みたいなところについても大分人々の考え方とか望むものも変わってきているといったようなことなどについて、いろいろと検討いたしました。今回ちょっと皆様、確かにお持ちいただくには大分重たかったというか、新宿区の特徴ですけれども、大変色々なガイドラインがありまして、それも非常に複雑だったんですけれども、その整理も含めて今回こういう形で景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインを改定させていただく案を作成したということで、今日はその御審議をお願いするということになります。

詳しい内容につきましては、この後、事務局のほうからお願いしたいと思います。私からは取りあえず以上になります。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局でございます。

それでは、資料について説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

まず、0番の改定の概要というところでございます。今、**中島先生**のほうから説明ありましたが、新宿区の景観計画は平成21年に策定されておりまして、そこから10年以上が経過

して社会情勢の変化ですとかまちの現況が移り変わるなど、景観行政を取り巻く環境に変化が生じているということから景観まちづくり計画の改定に取り組んでおります。

今回の改定において、まちの現況への変化への対応を行ったほか、先ほども御紹介ありましたけれども、新たな視点ですとか考え方を追加することで多様な地域特性に応じた新宿らしい景観形成を推進していくということを目標に改定を行っております。

改定に関する取組なんですけれども、大きく2つに分かれまして、1つ目が現況のまちの変化への対応、それから、もう一つが新たな視点や考え方の追加ということになります。現況のまちの変化への対応として今回挙げた項目でいいますと、2番の超高層ビルのスカイライン、6番の大規模建築物に関する内容、それから、エリア別景観形成ガイドラインに関する内容といったところが該当する内容となります。

新たな視点や考え方に関することなんですけれども、1番の新宿らしい景観づくり、3番の夜間景観の形成、4番の公共空間における環境や人の活動を重視した景観の視点、5番の屋外広告物に関する景観形成といったところが新たな視点に関する内容となっております。

次に、1番の新宿らしい景観づくりに関する視点についてです。

人々の営みの歴史や文化が積み重なって新宿区特有の歴史だとか国際色が感じられる景観が形成されているということから、これまで視点1、2、3と3つございまして、そのうちの視点2がまちの記憶というふうになっていたんですけれども、ここに文化ということを追加させていただきまして、地域の人々や世界の人々を魅了するようなまちを目指して、より個性豊かで魅力的な景観の形成を図るということを目標として追加しております。

また、基本方針を見直しまして、こうした視点の1から3を生かして、これまで良好な景観の形成に取り組むといった記述をさせていただいたんですけれども、それをさらに新宿らしい景観づくりに取り組むということで今回改定をさせていただいております。

次に、2番の超高層ビル群のスカイラインに関する景観形成についてです。

こちらについては、新宿駅周辺の再開発を見据えて、超高層ビルの景観形成方針を見直しまして、西新宿周辺だけではなくて新宿駅周辺の超高層ビル群が一団となってなだらかな丘状のスカイラインを形成するように誘導するという事で、方針の修正を行っております。

こちらは該当のページを参照していただければと思うんですけれども、資料2の12ページをご覧ください。

12ページなんですけれども、一番上に広域的な景観形成方針と記載がございまして、真ん中少し上に超高層ビルの景観形成ということが記載されております。その方針の中で赤字のところは

改正箇所になるんですけれども、中段のところですよ。今後は西新宿周辺と新宿駅周辺の超高層ビル群が一团となってなだらかな丘状のスカイラインを形成し、超高層ビル群全体として見たときの形態意匠の調和が図られるように誘導していきますということで記述を修正しているところでございます。

同じく超高層ビル群に関する内容で景観形成ガイドラインのほうの修正も行っておりまして、そちらは資料2の266ページでございます。

266ページに超高層ビルの景観形成ガイドラインというのがあるんですけれども、その中で先ほどの方針を改定したということに伴いまして、具体的な方策のところ記述を修正させていただいております。先ほどと同じ内容で、西新宿周辺と新宿駅周辺の超高層ビル群が一团となってなだらかな丘状のスカイラインを形成するというのほかに、2つ下に頂部の意匠は周辺との調和を図るですとか、また、この後出てきますけれども、夜間景観の観点もございまずので、高層部の過度な光は抑制するといったことですか、また、超高層ビル群は景観まちづくり審議会でも報告させていただいておりますので、その際に新宿区内・区外どちらからもなるんですけれども、主要な視点場からスカイラインがどのように見えるかというところをシミュレーションしていただきまして、審議会で議論いただくということを考えております。

概要版のほうに戻っていただきまして、3番の夜間景観の形成についてです。

新宿区には繁華街や歴史を感じる地域、自然や住宅地など多様な夜間景観が存在しています。それぞれの特性を生かしながら、日中とはまた違った夜間景観を形成するというので、まちの魅力をさらに向上させるために夜間の景観形成方針というのを新たに追加しております。その中で、地域の特性に応じて照明計画をしていきたいと思いますということですか、照明の用途、適切な使い方をしてくださいといったことを誘導するということになっております。

資料2の14ページをご覧ください。

こちらに超高層ビルと同じように夜間景観の形成ということで、これは全て新しく追加をしております。先ほども説明させていただきましたけれども、新宿区の多様な景観特性を生かすということで、この夜間景観も新宿区の多様性を生かして、また、日中とは違った新宿らしさを創出していくということで方針を記載させていただいております。

また、これをさらに具体的な内容として夜間景観のガイドラインというものを作成しております、そちらが資料2の272ページになります。

こちらに新しく夜間景観形成ガイドラインということで作成しております。大きな方針として3つの方針がございまして、良好な夜間景観を創出するというのがまず1点目、それから地

域の個性を活かした夜間景観をつくるというのが2点目、3点目が環境に配慮するという3点を方針とさせていただきます。

まず、良好な夜間景観に関してですけれども、こちらは具体的な方策を幾つか抜粋して読み上げさせていただきますと、まぶしく不快な光を抑制するということですか、あとは光と影を対比的に生み出し立体感のある印象的な景観を形成するといったことです。これは地域に限らず、どの地域でもこうしたことに配慮していただいて、誰もが心地よいような夜間景観を創出していただくというのがまず1点目となっております。

2点目が地域の個性を活かすということで、景観形成の考え方は(1)から(5)まであるんですけれども、それぞれ繁華街ですとか幹線道路沿道ですとか歴史的なまちなみ、水辺やみどり、それから住宅街、そういった各エリアの特性を生かし配慮して、さらにその魅力を伸ばしていくような照明をしてくださいということで具体的な方策を記載しております。

繁華街であれば華やかさやにぎわいを活気ある光で演出するといったことですか、住宅街であればエントランスや植栽に落ち着いた光の演出を行って、歩行者の安心感につなげましょうといったことです。それから、水辺であれば水辺空間と一体となった光の演出を行いましょと、そうした内容が記載されております。

3点目の環境に配慮するということなんですけれども、照明器具自体、省エネルギー型の照明器具を使ってくださいということですか、太陽光の明るさに合わせて調光を行うとか、そういったことが記載されております。

次に、また概要版のほうをご覧くださいと思うんですけれども、4番の公共空間についてです。公共空間における環境や人の活動を重視した景観の視点ということで、コロナ禍ですとかデジタル化の進展ということを契機として、人々の働き方、暮らし方が変化して、公共空間に求められる機能がまた変わってきています。そのため、公共空間の景観形成方針というものを新たに作成いたしまして、居心地の良い公共空間ですとか誰もが利用しやすいゆとりある空間が創出されるように誘導していきたいと考えております。

今の内容が資料2の14ページになるんですけれども、こちらにも夜間景観と同じように公共空間の景観形成ということで新たに方針を作成しております。この中で誰もが利用しやすい居心地の良い空間ですとか、ゆとりある都市空間、それから、新たなにぎわい空間の創出などを誘導していくということになってございます。

こちらをより具体的に記載した内容が資料2の274ページです。こちらに公共空間の景観形成ガイドラインということで方針や具体的な方策を記載しております。この中で大きな方針とし

て、1点目が居心地の良い公共空間をつくるということと、2点目が誰もが使いやすい公共空間をつくるということで記載しております。居心地の良い公共空間をつくるというところで、具体的な方策としてシンプルで質の高いデザインにするということですか、美しい景観や周辺との調和に配慮したみどりをデザインするということですか、歩行者が滞在できるベンチ等の休憩施設を設けるといったことを具体的な方策として記述しております。

それから、誰もが使いやすい公共空間をつくるというところですがけれども、この中で建物の足元周りにゆとりある歩行者空間だとか滞留空間を確保するということですか、あと、エリアマネジメント広告などを活用して、地域貢献だとかにぎわいづくりにつながるような屋外広告物の掲出を推進するといったことが具体的な方策として記載してあります。

次に、概要版の5番の新たな屋外広告物に関する景観形成についてです。

新たな屋外広告物については、この当初の景観まちづくり計画を策定したときにはデジタルサイネージというのはほとんどなかったという状況だったのですけれども、今現在、かなりこれが増えてきておまして、こうした新しい広告媒体に対応するために屋外広告物の景観形成方針の見直しを行っております。特にデジタルサイネージは光や音だとか動きが相互に影響するというので、まちなみの連続性ですとか住環境や自然環境に配慮するように誘導するというので方針を定めています。

それから、屋外広告物においてもユニバーサルデザインの推進ということで、これは新たな広告物に限った話ではないのですけれども、色彩ですとか多言語対応ですとか、そういったところで配慮をお願いしたいということを追加しております。

資料2の16ページをご覧ください。

上から2つ目の新たな広告媒体への対応ということで、先ほど申し上げたようにデジタルサイネージだとかプロジェクションマッピングについては、光だとか動き、音が相互に影響するので、まちなみの連続性ですとか自然環境に配慮しましょうということの方針として追加しております。

1つ戻っていただきまして、15ページのほうですけれども、真ん中少し下のところです。ユニバーサルデザインの推進というふうにあると思うんですけれども、その中で少し記述を追加させていただきまして、文字の大きさだとか多言語対応ですとか色への配慮というところを追加しております。

こちらを具体的に記述したのが、資料2の319ページです。

こちらの内容については、先ほどの内容と直接関連するということではないのですけれども、

地域特性を踏まえて、地域貢献につながる取組を行うということで3つ方策のイメージというものを記載しております。1つが屋外広告物を活用したエリアマネジメント、それから、地域の魅力を高める仮囲い広告物、地域貢献につながるデジタルサイネージということで、こうした形で屋外広告物も活用して地域貢献していきましょうということを記載しております。

次に、324ページをご覧ください。

ユニバーサルデザインということで、カラーユニバーサルデザインということで右の図を見ていただくのがよいかと思うんですけども、赤と緑で形が全く同じで色が見分けづらい方にとっては違いが分かりづらいというサインがあるんですけども、こうした中に文字を入れていただくとか、そういった形でどんな人でも分かるようなデザインにしてくださいといったことが追加してあります。

それから、下のほうですけれども、こちら黒の背景にグレーの文字だと見づらいというのがあると思うんですけども、明るさの差をはっきり付けて、誰にでも読みやすいようなデザインとしてくださいといったことを追加しております。

それから、右側のページですけれども、照明や光についてです。こちらに関しては屋外広告物で照明、光源、光を使う場合には、高輝度と呼ばれるのですけれども、まぶし過ぎる照明は控えてくださいということですとか、真ん中下のほうに記載させていただいているのですけれども、地域特性に応じて照明の色遣いを適切に選択してくださいといったことが書いてあります。

右側の写真が分かりやすいかと思うのですけれども、繁華街であればいろんな光があって白っぽいような状況になるかと思うのですけれども、例えば神楽坂のような温かみのある和の演出ということであれば電球色で、だいたい色の温かみのある光を使っていただくと、より地域になじんだ照明になるかと思えます。

次に、デジタルサイネージについてですけれども、326ページをご覧ください。

このページにつきましては、全面的に追加をさせていただいております、デジタルサイネージを設置する業者はどんなことに配慮したらよいのかということを書いております。見出しのところを読ませていただきますけれども、まず1点目が点滅だとか高速モーションは抑制しましょうということですとか、周辺の環境に配慮してデジタルサイネージは設置してください、それから、音量はいつでも同じ音量ということではなくて、夜間は音を控えるですとか、明るさに関しても日中と夜間では適切な明るさがあると思えますので、そうした状況に応じて設定をしていただきたいということです。

それから、右下のあたりに記載させていただいているんですけども、コンテンツについてと書いているところです。デジタルサイネージは流れる広告がコンテンツと呼ばれるのですが、公序良俗に反するものですか公衆に不快感や不安感を与えるものというのは避けていただいて、地域特性を踏まえたり地域貢献をするということをお願いしていきたいということです。

それから、コンテンツは自由に変えられてしまうというところがありますので、設置者で自主審査基準というものを設けていただきまして、そのコンテンツの中身を変える際には自分たちできっちり審査基準を持って、その基準に従って更新をしていただきたいということをここで記載しております。

次に、概要版のほうに戻っていただきまして、6番の大規模建築物等に関する景観形成というところがございます。

都市開発諸制度等を活用する大規模建築物等はどうしても景観に与える影響が大きくなってきてしまいますので、今回改めて景観まちづくり計画の中に景観まちづくり審議会に報告するという位置づけさせていただいております。

こちらが資料2の70ページに記載してあります。

70ページに大きな表が記載されていますけれども、対象とする案件をちょっと読ませていただきますと、建築物の新築または増築で延べ面積が3万平方メートル、高さ60メートルまたは敷地面積5,000平方メートルを超えるものということで、非常に規模の大きいものが対象ということがまず書いてあります。

次に、都市計画法何条ということですがたくさん記載があるのでありますがこうした制度を活用すると通常の建物よりも高さが高くできたり、容積率を増すことができるため、ここに記載させていただいております。こうした制度を活用する場合には、景観に与える影響が大きいということがございますので、この審議会の中で報告させていただきまして、その内容について御議論いただくということを今回改めて位置づけさせていただきました。

また、ガイドラインのところですけども、資料2の282ページをご覧ください。

こちらは現状新宿区が許可する総合設計に係るガイドラインということになっているのですが、こちらについては審議会からも御意見を頂きまして、今回大規模建築物等に係る景観形成ガイドラインということで対象を改めて見直しいたしまして、先ほどと同じいわゆる都市開発諸制度と呼ばれる制度、そうしたものを活用する大規模な建築物を対象にしますということで対象の範囲を広げているといった状況でございます。

また、併せてこちらの基準につきましては、東京都と連携をさせていただきながら定めさせていただいているのですけれども、東京都のほうで夜間景観が追加されたというところがありますので、新宿区のほうでも同様に夜間景観を追加しているといった状況でございます。

次に、概要版に戻っていただきまして、7番のエリア別景観形成ガイドラインというところをご覧ください。

昨年の6月から9月にかけて、この審議会の委員の方々が教員を務められている大学等と連携をさせていただきまして、ワーキンググループをやらせていただきました。その中で現地調査ですとか地域の分析を行って、まちの変化を捉えたり新しい視点というところを踏まえて見直し案の作成を行っております。ワーキンググループは景観まちづくりを学んでいらっしゃる区内大学を含め、43名の大学生の方々に御参加いただいております。区内の大学に通う大学生に検討していただくことで、また、区民委員の皆様方にも御同行いただきまして、地域で生活する方の視点を取り入れた計画になるように努めました。

エリア別景観形成ガイドラインですけれども、各地域の扉のページと各エリアのページの改定ということを行っております。各地域の扉のページですけれども、サンプルに1か所見ていただきたいと思っております。資料2の149ページをご覧ください。

149ページが大久保地域の扉のページになっているのですけれども、こちらは左側に大久保地域の地図が載っております。右側に冒頭でお話しさせていただきました新宿区の景観形成の3つの視点で、変化に富んだ地域、まちの記憶や文化、水とみどりということが記載されております。今回、まちの記憶に文化を追加したということがありますので、文化に関する内容を追加させていただいております。大久保地域であれば新大久保駅周辺の新たなにぎわいということで、多国籍の雰囲気や漂う景観が広がっていますということを追加しております。

また、各エリアのページということで、今回大規模開発ですとか道路の整備などによってまちが大きく変化している部分に関して、そうした変化を踏まえた修正を行っており、併せて景観まちづくり計画の中で夜間景観だとか公共空間の追加ということをやっておりますので、そうした観点に合わせて各エリアのページも修正させていただいております。

各エリアのページですけれども、参考に120ページをご覧ください。

120ページが2-7の市谷本村台地エリアということになっているのですけれども、左側に景観特性図ということで地図が載っております。その左下に景観特性ということが載っております。このエリアは民間企業の大規模開発が進められたエリアでして、その進捗に伴って大変広いみどりが新しくできていますよということが大きな変化というふうになってございます。

そうした中で、こちらは学生さんに御検討いただいて内容を見直していただいたのですけれども、右側のページの一番上の景観形成の目標というところですが、みどり豊かな歩行者空間でつながれたゆとりのあるまちなみへということで、新しく目標のほうを修正しております。

景観形成の方針の1番のところですが、大規模施設群を周辺の住宅地に調和させるということが方針として掲げられておりまして、このエリアは防衛省ですとか先ほど申し上げた大規模開発で大きな敷地というのはあるんですけれども、それ以外にも敷地の小さな住宅地が存在するエリアというふうになっておりますので、その2つの特徴のある敷地、そうしたところのまちなみが調和していくように具体的な方策として修正を行っております。

ちょっとエリアの数が多いので、全部はなかなか紹介しきれないのですけれども、こうした形で各エリアについてどういうふうに変ったかというところを捉えて、その上で具体的な方策を修正しているといった状況でございます。

最後に改定のスケジュールですが、令和2年、令和3年についてこれまで改定の検討ということを行ってきました。また、皆様方に御協力いただきましてワーキンググループを行ってまいりました。昨年度、改定素案の案というところまでできていたんですけれども、今回この審議会で見えていただきまして、また意見を頂きまして、その内容を反映して改定素案という形で取りまとめていきたいと考えてございます。その後、パブリックコメントということで区民からの意見を頂戴して、また説明会を行いまして、この改定素案を改定原案ということで修正して、また審議会の中で御報告させていただきまして、令和4年度末には改定をして、翌年度から実際に運用していきたいと考えております。

資料の説明は以上になるのですけれども、本件について本日欠席の委員の方々から事前に意見を頂戴しておりますので、ここで御紹介させていただきます。

まず、**野澤副会長**から、今後も景観表彰ですとかシンポジウムなどの啓発に取り組んでほしいという御意見を頂戴しております。こちらについては、当課としても引き続き景観形成を推進する取組を継続していきたいというふうに考えてございます。

次に、**篠沢委員**からですが、素案そのものに対する意見ということではなくて、概要版の体裁について御意見を頂戴しております。本日お配りしている資料は**篠沢委員**の意見を反映した形で作成し、本日を迎えているという状況でございます。

それから、**坂井委員**、**伊藤委員**から特段意見はございませんでした。

事務局からの説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○**後藤会長** 御説明ありがとうございました。

最後に御説明いただいた改定のスケジュールというところを確認すると、本日お示しいただいたのが改定素案（案）というもので、今日この後の御意見を賜って、それを取りまとめて改定素案にし、パブリックコメントにかけ、さらに改定原案に修正し、最終的には景観まちづくり審議会、都市計画審議会を経て成案に向かうと、そういう流れだというふうに御理解いただければと思います。大変大部にわたるものでございますが、どこからでも構わないので、御意見、御質問いただけたらというふうに思います。いかがでしょうか。

**中島委員**、お願いします。

○**中島委員** 改定の小委員会のほうをやっていたので、本来は説明のほうの立場なんですが、1点だけ、目次の3ページ目の屋外広告物に関する景観形成ガイドラインですが、ここは新宿区景観形成ガイドライン、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインと一番上に文字が載っていますけれども、ヒエラルキーとしては左側にある新宿区景観形成ガイドラインという中に屋外広告物に関する景観形成ガイドラインがあるという理解でしたので、何かこれはちょっとおかしいのではないかと。左にあるエリア別景観形成ガイドラインとか区全域景観形成ガイドラインと同じヒエラルキー、要するに同じ文字の大きさで、新宿区景観形成ガイドラインという言葉を除いた屋外広告物に関する景観形成ガイドラインと書いてあったほうが全体の構成としては正しいのではないのでしょうか。これは何か意図があるんですか。目次の2ページ目と3ページ目のことです。

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局です。

今頂いた内容は、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインというのは、位置づけとしてはエリア別ですとか区全域と同列のものではないかという御指摘だと思うんですけども、おっしゃるとおりでそのような位置づけになっております。事務局としては、屋外広告物を実際に手続をされる方と建築の手続をされる方というのは、業種の異なる業者というところがございますので、屋外広告物をやられる方が分かりやすいようにということで今このような形で記載させていただいているという状態でございます。

○**後藤会長** **中島委員**の御指摘は、この目次の283ページを示しているところが2行にわたっていますけれども、上の新宿区景観形成ガイドラインは取っていいのではないかとということですか。

○**中島委員** それを取って、かつ文字の大きさも左のエリア別と同じにしたほうが分かりやすいと思います。

○**後藤会長** それでいうと、こちらのほうの扉に当たるんだらうけれども、これも新宿区景観形成ガイドラインというタイトルがまず付いて、それぞれ何々ガイドラインという示し方になっていますけれども、このあたりのヒエラルキーですよ。

○**中島委員** 確かに広告物の事業者などが別なのだという理由ですけれども、事業者などが別ということと目次のヒエラルキーを崩すということとの分かりやすさとの関係がちょっと正直よく分からないところはあるまして、やっぱりちゃんとヒエラルキーはそろっていたほうが内容と矛盾しないように思いますので、いかがでしょうか。何となく気持ち悪いということです。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 事務局です。

今頂いた御意見、階層をそろえるといった趣旨でございますので、少し屋外広告物業者にも分かりやすくしながら、かつ階層をそろえるやり方がどのような方法がいいかというのは少し検討させていただきたいと思います。

○**後藤会長** それでは、少し検討していただくということで、今の御指摘につながるのかもしれないのですが、もうデジタル化の時代なので、紙では一応作るのだけれども、DX化をそろそろ図り、データ上での確な場所にどんどんページが移っていくような仕組みというのも併せて検討いただけないでしょうか。それは令和5年以降の作業になるのかもしれない。まずは紙で確定してということなのかもしれませんが、これは要望ということです。

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局でございます。

その点については、今現在事務局のほうでも検討をしておりますので、おっしゃるとおり内容が固まってからデジタル化を進めていくという形になると思いますので、引き続きどのような形がよいか検討していきたいと考えております。

○**後藤会長** ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

**阿部委員**、お願いします。

○**阿部委員** 阿部です。

非常に内容の濃い資料になっていますので、細かいところをどうこう言うつもりはございませんで、ただ、先ほどの改定の概要のところでは現状のまちの変化への対応ということで、2番の超高層ビル群のスカイライン、6番の大規模建築物等に関する景観形成ということで、この辺は割とはっきりと出していく形にはなっていると思っています。

先ほどの資料2の12ページ目のところでしょうか、ここに西新宿周辺と新宿駅周辺の超高層

ビル群というコメントを明記してあるというところは非常に分かりやすいのですが、一般の方が高層ビルと超高層ビルはどう違うのと単純な疑問に思われるかなというところがあったりして、都庁が240メートル近いですから、あれは超高層ですという感覚は分かるんですけども、超高層は何かというところはスターマークを付けて説明を書いているのではないかと。

例えば資料2の70ページ目の大規模建築物に関する景観形成のところでもしっかりとこれも追記なさって、延床が3万平方メートル、高さ60メートルを超えると書いてあります。構造耐震基準で言うと60メートルを超えると通常は超高層ビルというふうに一般で言われているはずですが、高層ビルは、通常は消防法で31メートルを超えると高層建築物ですから、単純に高層ビルは31メートルを超えています。超高層ビルは60メートルを超えるとという感覚は持っているんですが、一般の方は都庁が240メートル近く、あれはみんな超高層ビルで100メートルそこらのものはそう感じないのかどうか分からないですけども、いずれにせよ超高層と書いた限り、せっかくなら70ページ目に60メートルを超えると書いてございますので、60メートルを超えるものは超高層ビルと考えているとか、何かそういう一文はあったほうがよろしいのではないかと思います。

○**後藤会長** ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局です。

超高層ビルの定義について、確かにおっしゃるとおり冒頭の方針のところでも分かりづらい状況となっておりますので、このことが一般の方々にも分かりやすい内容となるように記載を検討させていただきます。ありがとうございます。

○**後藤会長 中島委員**、どうぞ。

○**中島委員** 今の御意見はごもっともだと思うのですが、この資料2の12ページの超高層ビルの定義はおそらく60メートルではなくて多分200メートル級の超高層ビル群の景観だと思うんですね。要するにかなりほかのところにはない特徴的な景観ということですので、超高層ビルの一般的な定義を書くというよりは、その場所の超高層ビルの特徴をもう少し分かりやすく、今の200メートル級とかを例えば書くほうが私はいいのかなというふうに思いましたが、どうぞ、**阿部委員**。

○**阿部委員** 私も実際は都庁級のものをもって超高層と認識はしているというほうが一般の方にも分かりやすいのではないかと思います。

○**後藤会長** ここで言いたいことは、単体の超高層ビルではなくて超高層ビル群という概念

をもう新宿区では考えなければいけない時期に来ていて、特にそれが西新宿周辺とさらに今後、新宿駅周辺で立ち上がってくるということが前提として、それに対するスカイラインの共通イメージのようなものを提示したいということだと思います。今の御意見をうまい形で生かしていただければいいのではないかなというふうに思います。

例えば資料2の12ページの①は超高層ビルの景観形成ではなくて超高層ビル群の景観形成という表記のほうがよりここで言わんとしていることが伝わるのではないかなと思います。

ほかにかがでしょうか。

どうぞ**小林委員**。

**○小林委員** たくさん資料をありがとうございます。私も見られるだけ一生懸命見たんですけども、まず景観まちづくり計画のほうで1点と景観形成ガイドラインのほうで4点気になった点がありましたので、御質問をしたいと思います。

景観まちづくり計画のほうで質問で、新宿駅周辺は地区計画も策定してこれからどんどん建て替わると思うんですけども、それに関して例えば資料2の18ページの景観計画の区域、区分地区という図面と区域分けがされていますけれども、多分ここが景観形成基準に関係してくるところかなと思うんですが、新宿駅の周辺というような区域分けがないと思う。多分景観形成ガイドラインのほうでいろいろ書いてあるので、そちらのほうで指導されるのかなと思うんですけども、ここに区分が追加されていないので、追加しろというわけではないんですけども、新宿区としてどういった景観の誘導をされるのかなというところが気になっています。

あと、景観形成ガイドラインで4点ほど気になった点がありまして、1点目が随所に照明というように書いてありまして、沿道の照明とか防犯の照明とかいろいろ書いてあったんですけども、新宿区としては例えば街灯を区全域でやり直すというような計画があるのかどうなのかというのがちょっと分からなかったもので、質問させていただきたいなと思っています。

2点目が資料2の111ページの飯田橋・大曲エリアのところの景観形成の方針の1番ですけれども、飯田橋駅前を都心に相応しい落ち着いた景観にするというような文言がちょっと引っかかりまして、多分飯田橋の駅前は東京都と隣接する3区で会議がやられているかと思うんですけども、都心に相応しい落ち着いた景観というのは何を言いたいかわかるようで分からなくて、神楽坂に近いから落ち着いた景観にするのか、ただ今後いろいろ開発をしていくというような背景がある中で、何を落ち着かせるのかな、色彩なのか、何なのかというのが少し分からなかったもので、具体的に記述されたらどうかなというふうに思っています。

3点目が資料2の237ページの新宿駅東口エリアですけれども、沿道の建築物について百尺ラ

イン（高さ31メートル程度）の連続性に配慮するというような文言が追加されているかと思うんですけども、地区計画では高さが70メートルに制限されていますので、ここが何で31メートルなのかなというところが気になっています。また高度利用地区とかもされていて高い建物が建つようなところですので、ここは変えるのかどうかというふうに思いました。

最後が景観形成ガイドラインなのかどこなのかちょっと分からなかったんですが、公共空間について新しく追加されたということですが、建物の壁面後退した空間をどう使うかというようなことはいろいろ書かれていたんですけども、道路空間をどう使うかというところはあまり書いていないというふうに思って、今実際にやられているモアとか新宿西口とかについてはいろいろ書いていたんですけども、今後ほかの地区でも道路を活用するというようなことがあると思うので、そういった文言を追加されてはどうかというふうに思いました。

以上、5点になります。

**○後藤会長** ありがとうございます。

区分地区の話は最後にしたほうがよくて、まず最初に4つのことについてお答えいただけますか。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局です。

まず、1点目の街灯の照明を更新していく計画があるかということに関してなんですけれども、こちらについてはこの景観まちづくり計画自体が基本的には建物を建てる際に、その敷地内はこうした景観に配慮してくださいという活用がまず想定される計画ということになってございまして、今回の計画の中では街灯の更新等は考えていない、特に予定していないという状況になっております。

2点目が飯田橋で資料2の111ページの記述ですけれども、都心に相応しい落ち着いた景観というところが実際どういったものかということが分かりづらいという御指摘かと思うんですけども、具体的な方策として今回2点追加させていただいてまして、ファサードの連続性を意識して落ち着いた形態意匠とするというところですか、低層部は開放的なつくりとし、にぎわいを感じさせる、そうした沿道景観を形成するというのが具体的な方策になっているんですけども、こういった方針の内容が分かりやすいようにもう少し工夫していけたらというふうに考えます。表現の修正を検討させていただきたいと思います。

それから、資料2の237ページの百尺ラインについてですけれども、こちらについては既存の建物が高さ31メートル程度で建物の壁面の位置もそろっているというところで、今現在スカイラインとして非常に整った状況になっているということがございまして、この連続性に配慮す

るといったことで記載させていただいております。

御指摘のとおり、今後建物がこの高さを超えてくるのではないかというのは確かにそのとおりですけれども、そうしたときにも建物のデザインの中で百尺ラインへの配慮ということが可能ではないかというふうに思いますので、この百尺のラインに配慮してもらえるように誘導していきたいというふうに考えております。

最後に公共空間の話ですけれども、こちらについても冒頭、1点目の街灯の話と似ているところがあるんですけれども、基本的には建物の敷地内に対しての景観形成ガイドラインということになっておりまして、そちらを中心に書かせていただいております。ただ、実態としては建物の敷地内の生み出す公共空間、広場空間と道路とか公園だとか、そういった空間との連続性というのは必ず出てくるものだと思いますので、その道路への配慮についても追加を検討させていただきたいというふうに考えます。

**○後藤会長** まず、後半のほうの4点を御説明いただきましたけれども、よろしいですか。御理解いただけましたか。

**○小林委員** 照明の件は夜間景観のもので追加をされたので、それが反映しているという理解なのかどうなのかと思ったんですけれども、何でしょう。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** ちょっと補足で、今街灯のお話があったのですけれども、照明については基本的に建物の外構なんかで、そういう街灯の代わりになるような照明の設置も建築計画の中でございます。道路上に設置されている街灯を直接的に誘導するというのは難しいのですけれども、そういった建物計画なんかで外構部にそういう照明が設置されて、一部もう街灯のような使われ方をする照明に関しては、こちらの景観形成ガイドラインにのって適切に夜間景観というのを誘導していきたい、そういうふうに考えてございます。

**○小林委員** ありがとうございます。

**○後藤会長** ありがとうございます。確かに都心に相応しい落ち着いた景観は、都心に相応しいにぎわいのあるとかなら分かるけれども、ちょっとそこをあえてまた「都心に」と赤文字で書いてあるから、言葉を加えられたようですけれども、そこはまたちょっと事務局で検討いただければというふうに思います。

もう一つ、区分地区の御質問を頂きまして、これは結構大きな問題なんですけど、資料2の18ページの図で確かに先ほどのスカイラインを大事にしましょうといった西新宿周辺と新宿駅周辺というのは一般地区ですよね。このあたりは新宿区としては将来的に区分地区として考えていくようなことというのはあるんでしょうか。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** 事務局です。

今現在のところ、こちらの新宿駅直近を区分地区に追加するというふうには考えておりません。ただ、一方で新宿駅周辺につきましては、また別の行政計画で都と連携しながらデザインポリシーですとか、そういったデザインに関するガイドライン的なものを作成しております、そういった別の計画と整合を取りながら、こちらの景観形成ガイドラインの中でもその内容の一部も取り入れておりますので、両方の計画を併用しながら新宿駅直近の景観誘導については適切に行っていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど冒頭にごさいました超高層ビル群のスカイラインにつきましては、今後開発等が誘導されますので、そういったスカイラインについてはこちらの景観まちづくり計画の中で適切に誘導するため、従前の計画ですと都庁を中心というような記載がございましたけれども、新宿駅周辺の再開発も順次都市計画決定されておりますので、そういった現在の計画も踏まえて、今回の計画の中ではスカイラインのところに特化しながら記載しているというような状況です。

**○後藤会長** よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

**和田委員**、お願いいたします。

**○和田委員** 先ほどちょっと道路の使用の話が出たので、御説明しておきますが、モア4番街というのは、当初都電の引込線で非常に治安が悪かった。東京都からお金を借りて石畳道路、それから、新宿区の木がケヤキなので、どこから見てもケヤキの木が見られるようなまちをつくりました。道路が広がってきれいになったんですけども、今度はホームレスがそこで煮炊きしたり集まってきたので、オープンカフェというのを考えました。

もともと道路上で商売してはいけないというのが国の法律で特例として高速道路のサービスエリアだけ飲食をやっていい。そのほかは一切駄目なんです、特別道路措置法というのができて、全国で、モア4番街だけが応募に受かったんです。それから二、三年して北海道とかあちこちで最近は増えてきましたけれども、すごく基準とかが難しかったです。ここもただやるんじゃなくて、例えばお年寄りが暑いと、まちにはストリートファニチャーとかがないと休むところもないので、椅子、テーブルを置いてどなたでも座れるようにし、今度は水、コーヒーが必要というので、それから、飲食、重いものを出せないでクレープとか軽いものを出して、それで多少利益が出ますので、そこで道路補修をやったりしております。

それと、新宿駅西口のモード学園、2時間ぐらいかけてこの審議会でも議論したんですけれ

ども、今となってはなじんだんですけれども、それから考えれば大分よくなったんですが、先ほどおっしゃるとおり、次の改定というのを考えないといけない。例えば東口駅前を見ますと、アルタビジョンがありますけれども、その右側にはすぐ住友のビジョンができて、左側を見ますと、テレビでよくやっている猫が落ちそうなビジョン、あそこだけでも3つ4つ、それから、ヤマダ電機の跡地のところにすごいユニカビジョン、大きいものが駅からも見えてどんどん増えています。

それと、今度の9月、小田急西口の解体を始めます。そこですごい高い建物が建ちます。その後、今度は京王百貨店も解体して建てます。そして、その間に甲州街道を挟んで渋谷区側と新宿区両方でまた高層を建てたり、それから、新宿駅西口のロータリー、降りるところは車道専門だったんですが、今度は歩道専門になりますから、その辺の景観協議も今後出てくると思っています。新宿駅東側についてはルミネを建て替えて、あそこに区道付替えて、それから、安与ビルと小田急で今度は大型デッキを作るとかそういうことがあるので、常々変えていかなければいけないので、これからも鋭意努力してお願いしたいと思います。

**○後藤会長** ありがとうございます。貴重なコメントを頂きました。

ほかにいかがでしょうか。

では、**吉田委員**、お願いいたします。

**○吉田委員** 新宿区はエリアの計画がしっかりしていて、その地区で建築行為を起こそうとするときのヒントというか、読まなきゃいけないことがたくさん書いてあるんですけれども、これは最終的には分冊になるんですか。この屋外広告物とか、今日も持ってきたら結構厚くて重いので、これは大変だなと思いました。それから、例えばアドバイザーとしては、景観事前協議の案件が来たときに全部冊子をめくっていくのも大変で、先ほど会長が言われたようにデータ上で何かこの地区というところへぽんと飛んでくれるとか、重要なところから何かページが出てくるとか、そういうのになってくれるとありがたいなと思うんですけれども、そういう計画はないんでしょうかというのが1つ質問です。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** 事務局です。

御指摘のとおり、こちらの景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインですけれども、約380ページぐらいございまして、新宿区内を72のエリアに分けてきめ細かく各エリアの景観形成ガイドラインを作成して、この中に盛り込んでいるというような状況です。

現在は分冊になっていて、本編を見て分冊のほうを見ていただけない方がそちらもあるんですとか、そういう問合せもございまして、今のところはこちら1冊に合冊する予定で検討

してございます。先ほどの冒頭、**中島先生**からございましたとおり、こちらは資料2の目次の次のページに見取図というのがございまして、こういったところを見ながら自分が必要としている箇所を適宜見ていただくという工夫も今回取り入れているような計画となっております。

先ほど**後藤会長**からもありましたとおり、デジタルカタログについて同様なお話かと思えます。そちらについてはちょっと予算の関係もございまして、こういった対応ができるかというのは令和5年度に向けて引き続き検討させていただきたい、そのように考えてございます。

**○吉田委員** ついでに、内容が豊富で先ほどの都心に相応しい落ち着きという内容とかを読むと、いろいろと解釈できるところもあります。そのときにもう一段何か具体的な誘導をしやすいようなことがうまく織り込まれていくといいなとも思う。あまり織り込み過ぎると誘導し過ぎて面白くなるというのもあるのですけれども、例えばここで今まで日頃やっている具体的なアドバイス物件とか、そういうのをどこかに蓄積していつ見られるとかということはあるんですか。あるいは色彩でも今までやったのはこんな色になっているとか、あるいは調査ができれば、例えば紀伊國屋ビルはこの色ですとか、有名な建物の地区の色が出ているとか、何かそういうものとうまくセットしてこれを読んでいくと、より具体的な方向性が出てくるとか、あるいは今のアドバイス物件なんかを積み重ねていくと、5年もやると相当な量になるので、この地区はこういうふうにやろうとしているんだなというのがもうちょっと明快になるとか、そういうことがないかなとは思ったんです。

**○後藤会長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局です。

今現在、現行の計画でどうしても説明し切れないところというのがございまして、みどりの手引き、設備修景の手引き、形態意匠の手引きといった手引きを使って、さらに具体的な説明を補足させていただいております。

今頂いたお話については、各地区で使われているだとかそういった特色が盛り込めないかというところだと思うのですが、今現在もかなりのボリュームになってしまっておりますので難しいかと思うのですが、また具体的な解釈だとか考え方を追加するような手引きの作成を検討していければというふうに思います。

**○吉田委員** 確かにこれに盛り込むのはまた厚くなって大変なことになるので、さっきのデジタル化のときにデータ上でうまくそこへ飛べて、より具体的な内容が補足的に読めるとか、そういうことがあるといいなと思いました。

それから、例えば資料2の121ページなんかでみどり豊かな歩行者空間というのが書いてある

んですけれども、あまりユニバーサルな色使いじゃないなと思っていて、結構そういうところが幾つかあるので、この印刷物に関してもその辺はちょっとチェックしたほうがいいかなと思いました。

以上です。

**○後藤会長** ありがとうございます。エリア別の景観まちづくりガイドブックぐらいコンパクトに分冊すると、区民のまちづくりの教材になるような気がする。あれを持ってまちを散策すると、いろんな気づきが生まれてくるし、景観意識も醸成されていく、そういう紙のよさというのは当然あって、それは分冊してコンパクトにするというような応用もあるだろう。今もう一つ**吉田委員**がおっしゃったのは、これまでの景観行政で行ってきたものの蓄積がデジタル化して、景観まちづくり計画にひも付いてどこかにストックされていく。そうすると、例えばこの計画で書いてあることのソリューションはこういうアイデアで、どこで実現したというのがいっぱい出てくるようなことになれば、単にこれをデジタルにただけではなくて、これにいろんな情報が今後たまっていくようなところまでぜひ考えるべきだという御指摘だと思う。そこはすごく重要なことだと思いますので、単にこれをPDF化して自由にタグが付いて飛んでいくだけの話ではなくて、これを基に情報がたまるまで考えていただくとすごくいいんじゃないかなということだと思います。ありがとうございます。

**浅見委員**、いかがですか。

**○浅見委員** どこに該当するのかわからないんですが、多分良好な夜間景観というところに入るんじゃないかと思うんですが、落合は、落合の森保全地区と言われて、みどりがいっぱい落ち着いた住宅街だけというふうに思われていると思うんですけれども、最近、空き地がすごく多い。そして、そこがほとんど駐車場になってしまっている。それも賃貸の特定の会社が入って、落ち着いた住宅街の中に突如駐車場のマークだけが異様な形であり、光が住宅街に似つかわしくないような形で看板が立っている。それが結構広いお家が引っ越されたりいろいろな理由で売却されたりしているので、駐車場も広く、1か所、2か所ではない。それもある意味では良好な夜間景観を害しているというふうにならないかなと思って、ここには建物ではないので入りにくいと思うんですが、もう全部マークが同じだから、どこに行っても分かりやすいといえば分かりやすいんですけれども、非常に目立ちます。おとめ山の外れたところに日立クラブがあるんですが、その真ん前にも大きな駐車場があって、そこに看板が大きく立っていたり、そういうのが少し何とかならないかなというふうに思っています。

以上です。

○後藤会長 いかがでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 駐車場の看板に関する事だと思っておりますけれども、駐車場の看板であっても屋外広告物条例の許可が必要な看板ということであれば、今回お見せしている景観形成ガイドラインに従って看板は誘導していくということになっております。看板の規模によっては許可が不要な場合というのもある、そうした場合には手続が不要ということになってしまうので、設置者でこうした景観形成ガイドラインに目を通さずに設置してしまうという状況があるのかなというふうに感じます。

ただ、この景観形成ガイドラインについては例えばいわゆる窓面広告といったものも手続の対象にはならないんですけれども、地域の環境に配慮して設置していただきたいということが記載しておりますので、そうした駐車場の看板についても地域になじむようなものを使っていただくというふうにしていただかないといけないのかなというふうに思います。

○後藤会長 なかなか難しいですけれども、京都などの観光地だと茶色いコインパーキングの看板にして少しまちなみとそろえるとか、全く事例がないわけではないんですけれども、特にさっきお話のあった住宅地におけるコインパーキングなどそのあたりは企業に社会貢献していただくような意識を高めてもらう必要があるんだろうなというふうに思います。

○浅見委員 そういう場合は地域で働きかけなきゃいけないんですか。

○後藤会長 地元の方たちの声が一番実は強いんだと思います。

○浅見委員 分かりました。

○後藤会長 大橋委員、いかがでしょうか。

○大橋委員 そんなには考えていなかったんですけれども、あまり建物とかがよく分からないので、みどりにちょっとこだわって考えてきました。最近は新しいマンションには必ずみどりが付くので、そこの植木の植え方がマンションによって本当にきれいに入っているところもあれば、ただただ混栽になって、ごちゃごちゃになって、年数がたつとこれは要らないんじゃないかなというものが多いので、そういうところがちょっと歩くたびに気になる。前にも都会的なみどりの混栽を考えてくださいと言ったことがあるんですけれども、そういうことがとても気になります。

建物は本当にみんなすごくよくできているし、大きな木はあまり問題ないと思うんですけれども、下の草木とかと建物の調和、そこをもうちょっと考えていただいたら、随分マンションもきれいにはなってきましたけれども、大きな公園とかのほうがちよっと気になるような気がします。ありがとうございます。

○**後藤会長** ありがとうございます。今日は**篠沢委員**はお休みですが、みどりという表現でひとくくりにするのではなくて、やはりそれぞれの足元のしつらえ、オープンスペースの質の話につながるんだろうと思いますが、そのあたりは何か書き込まれているんですか。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 事務局です。

こちらの資料2の262ページをご覧くださいますと、みどりの景観形成ガイドラインといったところで、こちらで章立てしてございまして、景観形成の方針を記載してございます。例えばまちの記憶に大切する、地域の特徴を生かすというのをうたってございまして、おのおのこちらの中で具体的な方策、今回につきましては先ほどの混栽とか植え方というお話もございませけれども、在来種の樹種などを具体的に明記したり、あとは景観形成の考え方の中で四季を感じさせるみどりを創出するですとか、土地に合ったみどりを創出するというガイドライン的なものを記載してございます。景観協議の中でおのおの個別の建物の中でどういった緑化計画がなされているかというのを確認しながら、こちらの景観形成ガイドラインを使って適切にみどりに関しても誘導していく取組を現在もしておりますし、今回の改定の中でも一部追記することによって引き続きそういう取組を行っていきたい、そういうふうと考えてございます。

○**後藤会長** ありがとうございます。

**野澤委員**は退席されまして、**安田委員**はやはり退席されていますか。

ひととおり御意見いただきましたが、ほかに御意見、コメントございますでしょうか。

**阿部委員**、よろしく。

○**阿部委員** 先ほど色彩の件で**浅見委員**から出たので、私の住んでいる矢来のあたりも結構空き地ができて、駐車場ができていくケースがありまして、非常に気になっていて、今改めて屋外広告物に関する景観形成ガイドラインで資料2の307ページ目にたまたま京都の事例があって、タイムズのサインがモノトーンになっている。この事例があれば大分住宅地の中は穏やかになってくるんですけども、これを見ますと、京都が2つと残りは中央区、千代田区、福岡の壁面緑化の事例写真があります。別に全部新宿区の写真にしろというわけではないんですが、いい例を挙げているので、当然日本全国でいいと思いつつ、いきなり京都の歴史的なところが入っているのに若干違和感があって、これで全部住宅地をやってくださいというところにちょっとギャップを感じたんですが、どうでしょう。

先ほど**浅見委員**が私が日々感じていることをずばり言ってくれたので、本当に目立つのと照明というのは結構違和感があるんです。うまい具合に例えばタイムズが新宿区の住宅地は全部モノトーンにしてくれれば、それで良いのですが、掲載すべき写真がこれでいいのか、これ

でよければ新宿区的意思としてモノトーンにしてねという意思表示かと思いますが、いかがでしょうか。

**○後藤会長** いかがでしょうか。なるべく区内の写真を使おうという意識はお持ちなんだろうと思うんですけども、この後も区内でいい事例を探していただいて、可能であれば置き換えていただけますか。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** まだ改定までに時間がございますので、いい区内の事例があればそういったものに置き換えていきたいなとは思いますが、現時点でどこがあるとかという具体的な場所は申し伝えることはできないのです。今後そういう良好な事例があれば、採用していきたいと思っております。

**○後藤会長** どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。

いろんな意見を多角的に頂きました。これを基に先ほどの改定のスケジュールでいうところの改定素案をおまとめいただいて、それに対してパブリックコメントを募る、また、説明会を開催するというので、その先、原案に高めていっていただくというプロセスに入っていてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の議案1について終了したいと思います。

本件は条例に基づいて区長から諮問を受けておりますので、審議会としての意見を取りまとめてまいりたいと思います。この議案については、本日頂いた意見を事務局でまとめ、その上で各委員の皆様には素案（最終案）という形で一度ご覧に入れる機会を持ちたいと思います。

## 2. その他

**○後藤会長** それでは、審議1は以上とさせていただきます、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** ただいま会長からお話を頂いたとおり、景観まちづくり計画等の改定素案については、事務局で取りまとめ、会長に確認いただいた上で、皆様から頂いた御意見を反映した素案（最終案）を後日お送りいたします。

また、本日机上に2022年4月3日付で新宿区景観まちづくり審議会宛てに送付された文書を配付しております。こちらは建築家技術者集団東京支部という団体からで、神宮外苑地区に関する内容です。自分たちの主張を当審議会に理解してほしいということでしたので、会長に御相

談し、参考に本日机上に配付しております。

本日の議事録については、個人情報に当たる部分や非公開資料関係を除きホームページで公開いたします。

次回の審議会の日程については、決まり次第御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、景観事前協議の届出及び行為の届出について、勧告や変更命令を検討する事例が発生した場合には、急遽審議会または小委員会を開催する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

景観計画検討小委員会については、引き続き開催を予定しております。詳細については追って御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

**○後藤会長** ありがとうございました。

それでは、本日の審議会は以上とさせていただきます。会の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

午後 3時29分閉会